

気象警報発令時やそれに伴う交通機関の運休時の対応について

第1条 台風接近・大雪等の危険が予想される場合やそれに伴い交通機関が運休している場合の授業については、以下の通りの対応とする。ただし、定期考査・学校行事の際などは別途指示することがある。

第1項 判断基準

下記の1, 2のいずれかに該当する場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。

- 1 多摩地域（多摩南部・多摩北部・多摩西部）のすべての市・町・村に「大雨警報かつ暴風雪警報」または「大雪警報かつ暴風雪警報」が出た場合
- 2 多摩都市モノレールが気象状況による運休の場合
なお、警報が出ていても、警報の内容、警報が出されている地域・交通機関の状況を勘案して判断する場合がありますので、学校ホームページ、学校連絡サービス等で学校の学校の対応をすること。

第2項 判断時間

午前6時・7時・10時・正午・午後2時

第3項 警報交通機関の運行状況と授業対応

上記の判断時間において、第1項の1, 2のいずれかに該当する場合は、次のとおりとする。

判断時間	授業対応
午前6時	2限まで自宅学習 この時点では3限より平常授業を予定
午前7時	4限まで自宅学習 この時点では5限より平常授業を予定
午前10時	6限まで自宅学習 この時点では7限より平常授業を予定
正 午	8限まで自宅学習 この時点では9限より平常授業を予定
午後2時	終日自宅学習

第4項 注意事項

- 1 居住地域に上記判断基準にある警報が出た場合は、学校に連絡をすること。その場合は、欠席・遅刻とはならないように配慮する。
- 2 登校する場合は、できる限り安全を確認し、無理のないように登校すること。また、また、自転車による通学は避け、できるだけ公共機関を利用すること。
- 3 登校後に気象警報が発令された場合は、直ちに授業中止にはせず、下校手段の確保・下校時の安全確保等の状況により判断する。